

平成22年12月20日

予防接種実施医療機関 各位

予防接種担当理事

子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン任意予防接種費用の全額助成の開始について（送付）

平素は、予防接種事業にご協力いただきありがとうございます。

過日は、上記3種ワクチン個別接種実施の有無のアンケートについてご協力いただきありがとうございました。

さて、宝塚市より子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン任意予防接種費用の全額助成事業の開始について下記のとおり通知がありましたので、接種についてご協力いただきますようお願いいたします。

なお、委託料につきましては、市担当者が15日（水）に県から説明を受けたところであり、先日医師会との協議を開始したところですので、今しばらくお待ちください。

委託料など決定次第ご連絡させていただきます。

記

I 子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン任意予防接種費用の全額助成（市が定めた上限額まで）の開始について

- 1 平成23年1月1日から上記の3種の任意予防接種を接種された宝塚市民について、接種費用の全額助成（市が定めた上限額まで）を開始することから、各医療機関において自己負担が無料となり、市は委託料をお支払いするとのことです。

ワクチンの種類により助成対象者が決められておりヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンについては、接種開始月齢により上限助成回数が異なっておりますので事業概要にてご確認をお願いいたします。

2 宝塚市以外に住民票がある場合

全額自己負担となりますので、各医療機関が決めた接種費用を全額徴収してください。他市依頼書を持参された場合も、全額徴収してください。

II 事業概要について

別添のとおりです

III ポスターについて

現在待合室等に掲示いただいている黄色のヒブワクチンのポスター及び桃色の子宮頸がん予防ワクチンポスター2枚を、今回送付した水色のポスターと交換して待合室等に掲示いただきますようお願いいたします。

IV 同封書類

同封書類一覧にてご確認をお願いいたします。

事業概要【3種ワクチン共通】

1 助成開始 平成23年1月1日以降の接種分

2 医療機関の窓口で以下の取り扱いをお願いいたします。

★ 平成23年1月1日以降の接種（宝塚市民で無料接種対象者の場合）

- ① 無料接種対象者の接種費用は全額公費負担となります。
- ② 母子手帳に接種記録の記載をおこなってください。
- ③ 「予防接種実施請求書兼報告書」に予診票を添付して医師会事務局へ実施月の翌月7日までにご報告ください。
「予防接種実施請求書兼報告書」は、新様式を作成して1月20日頃までに送付の予定です。

★ 宝塚市民以外

これまでどおり、各医療機関が決めた接種費用を全額徴収してください。
他市依頼書を持参された場合も、全額徴収してください。

3 ワクチン・シリンジについて

ワクチン及びシリンジは医療機関でご準備ください。
接種単価にワクチン代・シリンジ代は含まれています。

4 副反応の報告について

子宮頸がん等予防ワクチンの接種後に副反応を診断した場合は、同封している「子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン予防接種後副反応報告書」に記載して

- ① 厚生労働省（フリーダイヤルFAX番号0120-510-355）
- ② 市立健康センター（FAX番号0797-83-2421）

に報告をお願いいたします。

（裏面あり）

5 予診票・説明文について

予診票・説明文は、健康センターに準備しています。

【予診票】

子宮頸がん予防ワクチン (平成6年4月2日～ 平成10年4月1日生まれの女子)	中1～高1相当年齢の方用(無料)を新規作成しています。無料接種対象年齢以外の方には、現在使用している(有料)と記入している予診票を引き続きご使用ください。
ヒブワクチン (生後2か月～5歳未満)	「ヒブワクチン(任意接種)予防接種予診票(有料)」を同封しています。初回開始接種月齢を追加しています。在庫が多いためゴム印で追加していますので(有料)となっていますが、接種費用は公費負担いたします。
小児用肺炎球菌ワクチン (生後2か月～5歳未満)	新規作成しています。

【説明文】

子宮頸がん予防ワクチン	同封している説明文をご使用ください。接種費用を修正しました。医院に説明文の在庫がある場合は、破棄してください。
ヒブワクチン	同封している説明文をご使用ください。接種費用を修正しました。医院に説明文の在庫がある場合は、破棄してください。
小児用肺炎球菌ワクチン	同封している説明文をご使用ください。

6 平成23年1月1日以降接種分の請求について

接種月の翌月7日までに医師会事務局へ予診票を添えてご請求ください。

他市依頼書持参の場合

- ・他市依頼書持参された場合は、各医療機関が決めた接種費用を全額徴収してください。
- ・接種月の翌月7日までに医師会事務局へ予診票に他市依頼書を添えて提出してください。
- ・市でまとめて依頼市に予診票を送付します。

7 平成22年12月末までの接種について

★ ヒブワクチン接種費用の一部助成事業及び子宮頸がん予防ワクチン一部助成事業は12月末で終了します。できるだけ早く還付申請を行うようご助言をお願いいたします。

★ 小児用肺炎球菌ワクチン

12月末までの接種については、接種費用助成事業はありません。

平成22年度宝塚市子宮頸がん予防（HPV）ワクチン接種費用の
全額助成事業について

対象者： 接種時に中学1年生・2年生・3年生・高校1年生に相当する年齢の女子（宝塚市民）で平成23年1月1日以降に子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けた方

【平成22年度対象者】

平成6年4月2日から平成10年4月1日生まれの女子

助成金額： 接種1回につき、接種費用の全額を公費負担いたします。

助成回数： 3回

すでに接種を開始されている方については、1月1日以降の残りの接種分について全額公費負担いたします。

※高校1年生に相当する年齢で接種を開始され、高校2年生に相当する年齢で残りの回数を接種した場合、高校2年生で接種された回数も公費対象となります。

接種スケジュール： 初回接種、初回接種から1ヶ月後、初回接種から6ヵ月後の計3回、上腕の三角筋の筋肉内に0.5mlを注射します。

助成方法： 医療機関の窓口で保護者の接種費用の負担は不要となります。

※接種月の翌月7日までに医師会事務局に「予防接種実施請求書兼報告書」に予診票を添付してご請求ください。

他市依頼書を持参した場合：

医療機関が決めた接種費用を全額徴収してください。

他市依頼書と予診票は、医師会事務局に提出してください。

市でまとめて依頼市に予診票を送付します。

**平成22年度宝塚市ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン接種費用の
全額助成事業について**

対象者： 接種時に生後2か月から5歳未満で平成23年1月1日以降にヒブワクチンの接種を受けた乳幼児（宝塚市民）

助成金額： 接種1回につき、接種費用の全額を公費負担いたします。

助成回数： 接種開始月齢により助成回数は異なります。
すでに接種を開始されている方については、1月1日以降の残りの接種分について全額公費負担いたします。

接種開始月齢	初回接種	追加接種	上限助成回数
生後2か月以上7か月未満	3回	1回	4回
生後7か月以上12か月未満	2回	1回	3回
生後12か月以上5歳未満	1回	—	1回

標準接種スケジュール： 接種開始月齢2か月以上7か月未満

（初回免疫3回＋追加免疫1回：計4回）

初回免疫： 4～8週間の間隔で3回皮下に注射する。ただし医師が必要と認めた場合には3週間の間隔で接種することができる。

追加免疫： 初回免疫終了後、おおむね1年の間隔をおいて1回皮下に注射する。

助成方法： 医療機関の窓口で保護者の接種費用の負担は不要となります。

※接種月の翌月7日までに医師会事務局に「予防接種実施請求書兼報告書」

に予診票を添付してご請求ください。

他市依頼書を持参した場合：

医療機関が決めた接種費用を全額徴収してください。

他市依頼書と予診票は、医師会事務局に提出してください。

市でまとめて依頼市に予診票を送付します。

平成22年度宝塚市小児肺炎球菌ワクチン接種費用の全額助成事業について

対象者： 接種時に生後2か月から5歳未満で平成23年1月1日以降に小児肺炎球菌ワクチンの接種を受けた乳幼児（宝塚市民）

助成金額： 接種1回につき、接種費用の全額を公費負担いたします。

助成回数： 接種開始月齢により助成回数は異なります。
すでに接種を開始されている方については、1月1日以降の残りの接種分について全額公費負担いたします。

接種開始月齢	初回接種	追加接種	上限助成回数
生後2か月以上7か月未満	3回	1回	4回
生後7か月以上12か月未満	2回	1回	3回
1歳以上2歳未満	1回	1回	2回
2歳以上5歳未満	1回	—	1回

標準接種スケジュール： 接種開始月齢2か月以上7か月未満

（初回免疫3回＋追加免疫1回：計4回）

初回免疫： 27日以上の間隔で3回皮下に注射する。3回目の接種は12か月齢未満に完了

追加免疫： 3回目の接種から60日以上の間隔をおいて接種する。
追加免疫は、標準として12～15ヶ月齢の間に行うこと。

助成方法： 医療機関の窓口で保護者の接種費用の負担は不要となります。

※接種月の翌月7日までに医師会事務局に「**予防接種実施請求書兼報告書**」

に予診票を添付してご請求ください。

他市依頼書を持参した場合：

医療機関が決めた接種費用を全額徴収してください。

他市依頼書と予診票は、医師会事務局に提出してください。

市でまとめて依頼市に予診票を送付します。